

美浦村立学校施設の耐震状況をお知らせします

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第6条の2に基づく学校施設の耐震診断結果を公表します。

○耐震化について

1. 耐震化とは

昭和56年に建築基準法が改正され、建築物の構造計算等に関する基準が見直されました。この見直し基準（以下「新耐震基準」といいます。）により建設された建物は、概ね震度6強の地震に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされています。このため、昭和56年以前の基準（以下「旧耐震基準」といいます。）で建設された建物について耐震診断を行い、新耐震基準と同等以上の耐震性能（以下「耐震性」といいます。）があるかどうかを診断します。耐震化とは、耐震性がないと診断された建物について、補強工事等により耐震性を確保することをいいます。

2. 耐震診断とは

旧耐震基準で建築された建物について、建築当時の図面や現地の状況を調査し、新耐震基準で建築された建物と同等の耐震性があるかどうか判定するものです。

3. 判定の基準

耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（指針）」では、 I_s 値^(註1)を基準として、次のように区分しています。

- ① I_s 値が0.6以上で、かつ q 値^(註2)が1.0以上の場合
 - ・地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ② ①及び③以外の場合
 - ・地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性ある。
- ③ I_s 値が0.3未満の場合又は q 値が0.5未満の場合
 - ・地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

(註1) I_s 値とは、耐震診断によって得られる数値で、建物の耐震性を示します。地震力に耐えられる能力として「建物の強度」、地震の力を吸収する能力としての「建物の粘り」の二つに、建物の形状や経年変化を考慮することによって求められます。安全の目安として国土交通省では I_s 値0.6以上、文部科学省では0.7以上としています。

(註2) q 値とは、建物の保有水平体力に係る数値で、地震による水平方向の力に対して建物に対応する強さを表します。

この I_s 値については、基準値を下回る建物を直ちに「倒壊→危険」と判定するものではなく、むしろ基準値を上回る建物を「被害を受けにくい」と判定するものであり、現行の建築基準法・同施行令により設計される建物とほぼ近いレベルの耐震性を保有しているか否かを判定する指標となります。また、基準値を下回る建物についても、昭和56年の建築基準法改正以前の基準により中規模地震で損傷しないよう設計されています。

一覧表凡例

○構造

- ・「R」…鉄筋コンクリート造
- ・「S」…鉄骨造

○耐震状況欄

- ・「—」…新耐震基準の建物
- ・「○」…旧耐震基準の建物で、耐震性を有するもの
- ・「◎」…旧耐震基準の建物で、補強工事が完了したもの

○ I_s 値欄

- ・「補強前 I_s 値」…耐震診断を行った建物の最小 I_s 値を示しています
- ・「補強後 I_s 値」…最小 I_s 値の耐震補強後の I_s 値を示しています

耐震診断結果一覧

平成25年5月1日現在

学校名	建物区分	構造	建築年月	述べ面積(㎡)	耐震状況	補強前Is値	補強後Is値	備考
美浦中学校	校舎①	R	H20. 6	4,645	—	—	—	
	校舎②	R	H21. 3	1,621	—	—	—	
	体育館	R	S61. 3	2,760	—	—	—	
	武道館	R	H10. 3	842	—	—	—	
大谷小学校	校舎①	R	S52. 3	2,061	◎	0.53	0.72	
	校舎②	R	S52. 3	606	◎	0.25	0.82	
	校舎③	R	S52. 3	1,499	◎	0.51	0.75	
	校舎④	R	S52. 3	1,107	◎	0.59	0.78	
	校舎⑤	R	S52. 3	35	○	0.82	—	
	体育館	S	S53. 2	945	◎	0.35	0.97	
木原小学校	校舎①	R	S54. 3	3,498	◎	0.69	0.71	
	校舎②	S	H13. 3	399	—	—	—	
	体育館	S	S55. 3	810	◎	0.44	0.86	
安中小学校	校舎	R	S54. 3	2,685	◎	0.61	0.71	
	体育館	S	S54. 3	751	◎	0.48	0.87	
美浦幼稚園	保育棟	R	S53. 2	1,272	○	1.03	—	